

**<別紙1> あさひレンタサイクル自転車保険補償概要  
～ 自転車搭乗中等のみ補償特約付スタンダード傷害保険～**

**補償の概要**

あさひレンタサイクル自転車保険は、被保険者（補償の対象となる方）が保険期間中に自転車に係る事故（※）によって傷害（ケガ）を被った場合に保険金をお支払いする保険です。

※ 「自転車に係る事故」とは自転車に乗っている間の事故や、自転車に乗っていないときに運行中の自転車と衝突・接触した事故をいいます。

**【補償の内容等】**

| 保険金の種類              | 保険金をお支払いする場合   | お支払いする保険金の額   | 保険金をお支払いできない主な場合   |
|---------------------|--|---|--|
| 死亡保険金               | 事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合  | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">死亡・後遺障害保険金額の全額<br/>(400万円)</div> <p>※ 保険期間内の事故により、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。</p>  | 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。<br>・被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失<br>・被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為<br>・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動（注1）<br>・地震もしくは噴火またはこれらによる津波<br>・競技・競争もしくは興行またはこれらの練習のため自転車に搭乗している間の事故<br>・ブレーキ等の制動装置を備えていないために、交通の危険を生じさせるおそれがある自転車に搭乗している間の事故<br>・むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注2）<br>・細菌性食中毒・ウイルス性食中毒<br>など   |
| 後遺障害保険金             | 事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の 42%～100%をお支払いします。<br>ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度となります。<br>（注）後遺障害等級第 1～7 級限定補償特約がセットされています。 | <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">死亡・後遺障害<br/>保険金額の全額<br/>(400万円)</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">×</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">後遺障害の<br/>程度に応じた<br/>約款所定の<br/>保険金支払割合<br/>(42%～100%)</div> </div>                           | （注1）テロ行為によるケガに関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約（条件付）」により、保険金お支払いの対象となります。<br>（注2）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。  |
| 入院保険金               | 事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に入院された場合  | <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">入院保険金日額<br/>(2,000円)</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">×</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">入院した日数</div> </div> <p>※入院した日数は 180 日が限度となります。また、事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した後の入院に対しては、保険金をお支払いしません。</p> |  |
| ヘルメット着用中死亡特別保険金（特約） | ヘルメット（注）を着用中かつ自転車に乗っている間の事故によるケガのため事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合<br>（注）SG 基準等の引受保険会社所定の安全基準に適合している自転車用ヘルメットおよび二輪車・原動機付自転車用の乗車用ヘルメットをいいます。（※）  | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">ヘルメット着用中<br/>死亡特別保険金額の全額<br/>(100万円)</div>  | 次の場合については保険金をお支払いできません。<br>・「死亡保険金」をお支払いできない場合<br>・次のいずれかに該当する場合にはヘルメット着用中とみなされないため、保険金をお支払いできません。<br>①自転車用・乗車用ヘルメット以外のヘルメットを着用していた場合<br>②当社所定の安全基準を満たしていないヘルメットを着用していた場合（※）<br>③あごひもを固定しないなど、ヘルメットを正規の方法で着用していない場合<br>次のいずれかに該当する間に発生した事故による傷害の場合には保険金をお支払いできません。<br>①競技・競争もしくは興行またはこれらのための練習のため自転車に搭乗している間の事故<br>②ブレーキ等の制動装置を備えていないために、交通の危険を生じさせるおそれがある自転車に搭乗している間の事故<br>など |

（※）引受保険会社所定の安全基準に適合しているヘルメットとは下記のものをいいます。

■ 自転車用ヘルメット  
（安全基準の例）

|                     |                         |
|---------------------|-------------------------|
| SG（一般財団法人製品安全協会）    | CPSC（アメリカ合衆国消費者製品安全委員会） |
| CE EN1078（欧州標準化委員会） | ASTM（米国試験材料協会）          |

※ 上記以外の安全基準についてはお問い合わせください。

■ 二輪車・原動機付自転車用の乗車用ヘルメット

|                             |
|-----------------------------|
| 消費生活用製品安全法の特定期製品基準に適合しているもの |
|-----------------------------|

**ご注意ください**

上記以外のヘルメットは対象外となります。

（対象外の例）・作業用ヘルメット ・防災用ヘルメット ・野球等のスポーツ用ヘルメット など

|                              |  |   |         |   |               |  |
|------------------------------|--|---|---------|---|---------------|--|
| <p>個人賠償責任保険金（特約）</p>         | <p>被保険者が日常生活における偶然な事故や住宅(注)の所有使用または管理に起因する偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物に損害を与えたりした結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <p>(注)住宅には別荘など一時的に居住する住宅を含みます。</p>                     | <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">損害賠償金の額</td> <td style="width: 10%;">×</td> <td style="width: 40%;">自己負担額<br/>(0円)</td> </tr> </table> <p>※1回の事故につき個人賠償責任保険金額(2億円)を限度とし、別枠で約款所定の費用(損害防止軽減費用等)をお支払いすることがあります。</p> <p>※賠償額の決定については、事前に引受保険会社の承認が必要です。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金が支払われている場合には、保険金を差し引いてお支払いすることがあります。</p> | 損害賠償金の額 | × | 自己負担額<br>(0円) | <p>(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ご契約者または被保険者の故意</li> <li>戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注)</li> <li>地震もしくは噴火またはこれらによる津波など</li> </ul> <p>(2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職務遂行に直接起因する損害賠償責任</li> <li>職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> <li>同居する親族に対する損害賠償責任</li> <li>第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任</li> <li>心神喪失に起因する損害賠償責任</li> <li>航空機・船舶・車両(人力のものやゴルフ・カートを除きます)の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任</li> </ul> <p>など</p> <p>(注) テロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約(条件付)」により、保険金お支払いの対象となります。</p> |
| 損害賠償金の額                      | ×  | 自己負担額<br>(0円)   |         |   |               |  |
| <p>本人のみ補償特約(個人賠償責任補償特約用)</p> | <p>個人賠償責任補償特約の被保険者の範囲を、ご本人のみに限定する特約です。被保険者ご本人が責任無能力者である場合は、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金お支払いの対象となります。</p>  |   |         |   |               |  |
| <p>賠償事故解決特約</p>              | <p>個人賠償責任保険金をお支払いする法律上の損害賠償責任が発生した場合に、被保険者からのお申出により、引受保険会社が被保険者のために折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行う(注)特約です。</p> <p>(注) 示談交渉等をお引き受けできない場合もあります。詳細は、普通保険約款・特約集をご確認ください。</p> |   |         |   |               |  |

【被保険者(補償の対象となる方)】

株式会社あさひの店舗にて、レンタサイクルを利用された方

【補償開始日時・保険期間】

あさひ指定の自転車レンタサイクル開始時刻からレンタル終了時刻まで

【事故が発生した場合は】

万一事故が発生した場合は、30日以内に下記連絡先にご連絡ください。

ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

ご連絡の際は、あさひレンタサイクルの利用者であることをお伝えください

< 連絡先 > あさひレンタサイクル保険事故受付デスク 0800-300-0016 (通話料無料 24時間 365日)

【お申込みにあたってのご注意】

・本保険は保険契約者を株式会社あさひ、取扱代理店を株式会社あさひ、引受保険会社を au 損害保険株式会社とする自転車搭乗中等のみ補償特約付スタンダード傷害保険の一般包括契約です。ご加入者(被保険者)の方の保険料負担はありません。

・上記補償内容については概要を説明したものです。詳しくは au 損害保険株式会社のホームページにあるスタンダード傷害保険ご契約のしおり(普通保険約款・特約集)をご確認ください。(http://www.au-sonpo.co.jp) なおご不明な点があれば下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【個人情報の取り扱いについて】

①利用目的: 本契約に関する個人情報は、引受保険会社が本保険契約の履行のために利用する他、株式会社あさひ、au 損害保険株式会社よりその他保険等の金融商品・サービスのご案内を差し上げるために利用する場合がございます。

②個人情報の提供: 本申込に際して頂戴したお客さまの情報は、株式会社あさひを通じて引受保険会社 au 損害保険株式会社に提供されます。提供方法は各社が定めた安全措施を講じた送付方法により提供いたします。また、上記目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、保険金の請求・支払に関する関係先に提供する場合があります。

●株式会社あさひ (https://www.cb-asahi.co.jp/) au 損害保険株式会社 (http://www.au-sonpo.co.jp) の個人情報の取扱い(プライバシーポリシー)について: 本契約に関する個人情報の取扱いについては当該各社のホームページをご覧ください。

|         |   |
|---------|---|
| お問い合わせ先 | <p>【補償内容に関するお問い合わせ】</p> <p>au損害保険カスタマーセンター</p> <p>TEL: 0800-123-8196 (通話料無料)</p> <p>(受付時間: AM9時~PM6時、年末年始を除く)</p> <p>※お問い合わせは日本語対応のみとなります</p> |
|---------|---|

|                 |
|-----------------|
| 【引受保険会社】        |
| <b>損害保険株式会社</b> |

B18D310160 (1809)

<貸出店舗からのお願い>

「あさひレンタサイクル自転車保険」の補償範囲は、上述の範囲に限られており、自転車事故に関するすべての損害を補償するものではありません。

補償範囲外の損害については、一切補償されないため、内容を充分確認したうえで、安全に配慮して、貸出サービスをご利用ください。